

## 第90号議案 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

令和6年4月施行改正児童福祉法において、区市町村は、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の組織を見直し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である「こども家庭センター」の設置が努力義務化された。

区においては、「2 改正概要」のとおり体制を整備し、全ての妊産婦、子育て世帯、子ども等に対する相談支援体制の充実を図る。

### 2 改正概要

- (1) 子育て家庭への相談支援体制を強化するため、各保健センターに、子ども家庭支援センターの未就学児などへの相談機能を設置する。なお、名称は「地域子ども家庭支援センター」とする。
- (2) 合わせて、子ども家庭支援センターに女性への相談支援体制を整備することで、家庭全体、女性への相談、支援の強化、充実を図る。

別紙「参考資料 品川区子ども家庭センターの概要」のとおり

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和7年4月1日

# ◆参考資料 品川区子ども家庭センターの概要

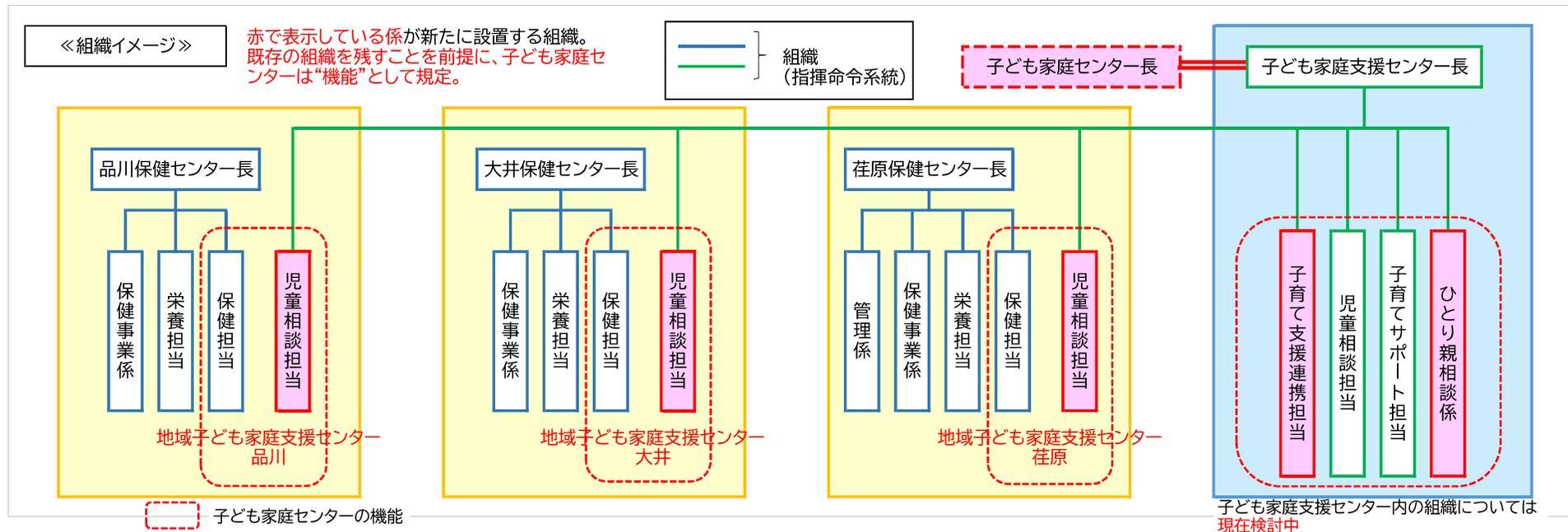
## 1 背景

- 核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化。
- 子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立することで、家庭での子育ての困難さや不適切な養育環境に起因し児童虐待が深刻化。
- このような課題の解決に向け、区市町村は、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

## 2 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例(概要)

- (1) 区内3保健センターに新たに「福祉職」を配置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応。
- (2) 子ども家庭支援センターでひとり親や女性支援・相談を実施することで、児童・家庭を対象とした相談体制を強化。

## 3 組織イメージと事業拡充内容(参考)



- (1) 要保護児童対策地域協議会への子ども食堂など子育て支援団体の参画により、「顔の見える関係づくり」の構築、地域全体での子育て支援力の強化。
- (2) 定期開催の方針会議やシステムを活用し、障害児へのサービス、就学相談など、部局を超えた情報共有、情報連携を実施。
- (3) 子育てに関する多様な相談ニーズに対応。

品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する新旧対照表

新			旧								
令和2年3月30日条例第5号			令和2年3月30日条例第5号								
(設置)			(設置)								
<p>第1条 <u>子育て家庭</u>に関する相談および事業<u>ならびに女性相談</u>を通じて、子どもおよびその家庭<u>ならびに女性</u>を支援することにより、区民が安心して<u>生活する</u>ことができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センター<u>および品川区地域子ども家庭支援センター</u>（以下<u>これらを</u>「センター」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称、位置および実施する事業)</u></p> <p>第2条 <u>センターの名称、位置および実施する事業は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>品川区子ども家庭支援センター</u></p>			<p>第1条 <u>子育て</u>に関する相談および事業を通じて、子どもおよびその家庭を支援することにより、区民が安心して<u>子どもを産み育てる</u>ことができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を<u>東京都品川区二葉一丁目7番15号</u>に設置する。</p> <p><u>(事業)</u></p> <p>第2条 <u>センターは、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>子どもおよびその家庭に関する総合相談</u></p> <p>(2) <u>支援を要する子どもおよびその家庭への援助</u></p> <p>(3) <u>子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供</u></p> <p>(4) <u>子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>実施する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区子ども家庭支援センター</td> <td>東京都品川区二葉一丁目7番15号</td> <td> <u>1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談</u>  <u>2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女性への援助</u>  <u>3 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供</u>  <u>4 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整</u>  <u>5 その他区長が必要と認める事業</u> </td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	実施する事業	品川区子ども家庭支援センター	東京都品川区二葉一丁目7番15号	<u>1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談</u> <u>2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女性への援助</u> <u>3 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供</u> <u>4 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整</u> <u>5 その他区長が必要と認める事業</u>			
名称	位置	実施する事業									
品川区子ども家庭支援センター	東京都品川区二葉一丁目7番15号	<u>1 子どもおよびその家庭ならびに女性に関する総合相談</u> <u>2 支援を要する子どもおよびその家庭ならびに女性への援助</u> <u>3 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する情報の提供</u> <u>4 子どもおよびその家庭ならびに女性の支援に関する関係機関との連携および調整</u> <u>5 その他区長が必要と認める事業</u>									
<p>(2) <u>品川区地域子ども家庭支援センター</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>実施する事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品川区地域子ども家庭支援センター品川</td> <td>東京都品川区北品川三丁目11番2号</td> <td> <u>1 子どもおよびその家庭に関する相談</u>  <u>2 支援を要する子どもおよびその</u> </td> </tr> </tbody> </table>			名称	位置	実施する事業	品川区地域子ども家庭支援センター品川	東京都品川区北品川三丁目11番2号	<u>1 子どもおよびその家庭に関する相談</u> <u>2 支援を要する子どもおよびその</u>			
名称	位置	実施する事業									
品川区地域子ども家庭支援センター品川	東京都品川区北品川三丁目11番2号	<u>1 子どもおよびその家庭に関する相談</u> <u>2 支援を要する子どもおよびその</u>									

新			旧
<u>品川区地域子ども家庭支援センター大井</u>	<u>東京都品川区大井二丁目27番20号</u>	<u>家庭への援助</u> <u>3 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供</u>	
<u>品川区地域子ども家庭支援センター荏原</u>	<u>東京都品川区西五反田六丁目6番6号</u>	<u>4 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整</u> <u>5 その他区長が必要と認める事業</u>	
<u>2 品川区子ども家庭支援センターは、品川区地域子ども家庭支援センターを統括する。</u> (委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。			(委任) 第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
<u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>			

# ◆参考資料 品川区子ども家庭センターの概要

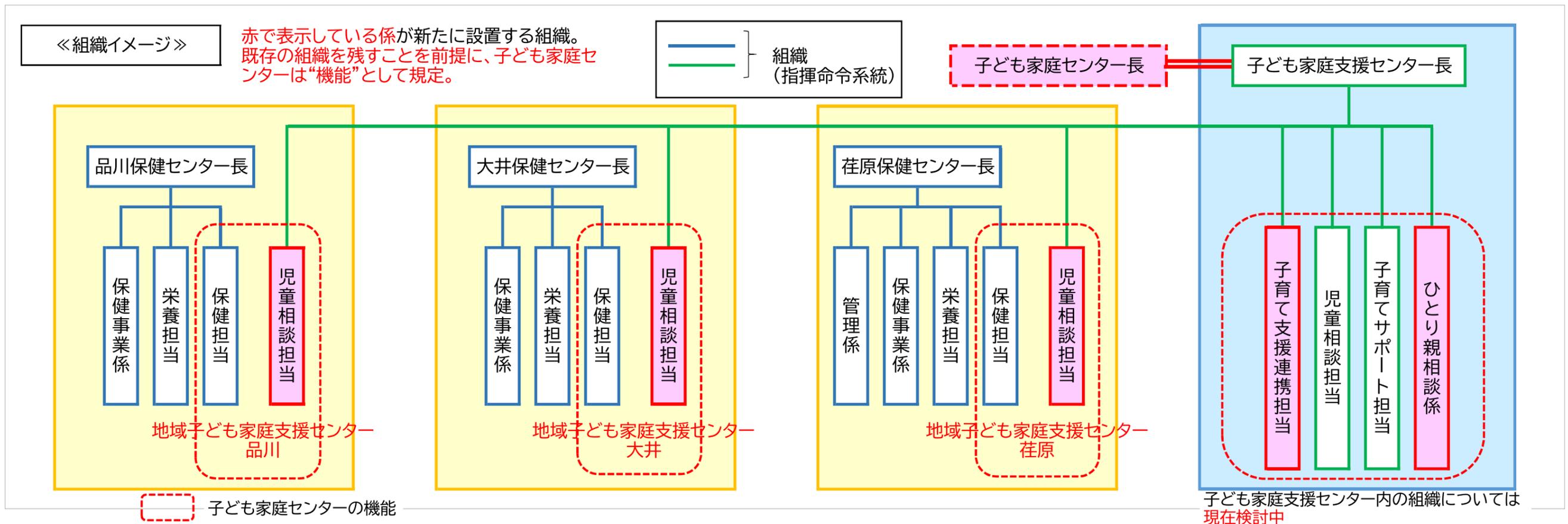
## 1 背景

- 核家族化や地域社会の変容等を背景に、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化。
- 子育て家庭が社会からの支援につながらずに地域の中で孤立することで、家庭での子育ての困難さや不適切な養育環境に起因し児童虐待が深刻化。
- このような課題の解決に向け、区市町村は、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされた。

## 2 品川区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例(概要)

- (1) 区内3保健センターに新たに「福祉職」を配置し、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応。
- (2) 子ども家庭支援センターでひとり親や女性支援・相談を実施することで、児童・家庭を対象とした相談体制を強化。

## 3 組織イメージと事業拡充内容(参考)



- (1) 要保護児童対策地域協議会への子ども食堂など子育て支援団体の参画により、「顔の見える関係づくり」の構築、地域全体での子育て支援力の強化。
- (2) 定期開催の方針会議やシステムを活用し、障害児へのサービス、就学相談など、部局を超えた情報共有、情報連携を実施。
- (3) 子育てに関する多様な相談ニーズに対応。